## 住宅用家屋証明申請書

(イ)第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことないもの

認定低炭素住宅

- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ)第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

令 和 年 月 日

飛島村長殿

租税特別措置法施行令

申請者 住 所

氏 名

新築した者 又は取得した者	住所						
	氏名						
家屋の所在地							
家屋番号				番			
取得年月日			年	月		日	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)		(1) 売	買	(2)	競 落		
建築年月日			年	月		日	
床面積	1 階	m² ]	1 階外	m²	合計		m²
構造		造			葺		
区分建物の耐火性能		(1) 耐火	・簡易耐	火 (2)	低層集合	合住宅	
居住状況		(1) 入 )	居済	(2)	入 居	予 定	
使用目的	(1)	保存登記用	(2)	移転登記用	(3) 抵	当権設定登記	

- ●申請者は上記申請事項を確認できる書類を提出してください。
- ・登記簿謄本(または抄本)または表示登記申請書及び登記済証、建築確認済書及び検査済証
- ・住民票の写し(未入居の場合は入居予定申立書)
- ・家屋 (所有権) 譲渡証明書及び承諾書 (売買契約書、売渡証書等)
- ・家屋未使用証明書(建築後の不使用証明書)
- ・長期優良住宅又は低炭素認定住宅の場合は認定申請書及び認定通知書
- ・その他、低層住宅該当認定書、金銭消費貸借契約書等など

※申請内容によって必要書類が変わりますので不明な点は税務課まで確認・問合せください。

〈備考〉

- 1 (イ)又は( $\mu$ )のうち該当するものを $\mu$ 0印で囲み、(イ)を $\mu$ 0印で囲んだ場合は、さらに( $\mu$ 0)から( $\mu$ 1)のうち該当するものを $\mu$ 0印で囲むこと。
- 2 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(a)、(c) 又は (e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得の原因」の欄は、移転登記の場合に限り、(1) 又は(2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 4 「建築年月日」の欄は、(b)、(d) 又は(f) を $\bigcirc$ 印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 5 「床面積」、「構造」の欄は、登記簿に記載された床面積、構造を記載すること。
- 6 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1) 又は(2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当 該家屋の登記簿に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋 コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは(1)を○印で囲むこと。
- 7 「居住状況」の欄は、(1) 又は(2) のうち該当するものを $\bigcirc$ で囲むこと。